



三 二 法婦の關係

三一 法人の總株主等（總株主、總社員又は總出資者をいう。以下同じ。）の議決權（株式会社にあつては、株主總会において決議をすることができる事項の全部につき議決權を行使することができるできない株式についての議決權を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決權を有するものとみなされる株式についての議決權を含む。以下同じ。）の百分の五十を超える議決權（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四十七条第一項又は第八百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百一十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は持分に係る議決權を含む。）を保有している者（以下この条において「支配株主等」という。）と当該法人（以下この条において「被支配法人」という。）との関係（支配株主等又は被支配法人のいずれかが商品取引所等である場合においては、当該商品取引所等との支配株主等又は被支配法人との関係を除く。）

三四 被支配法人との支配株主等の他の被支配法人との関係（被支配法人のいずれかが商品取引所等との他の被支配法人との関係を除く。）

二二 共同保有者が合わせて法人の總株主等の議決權の百分の五十を超える議決權を保有している場合には、当該夫婦は、それぞれ当該法人の支配株主等とみなして第一項の規定を適用する。

四一 支配株主等とその被支配法人が合わせて他の法人的總株主等の議決權の百分の五十を超える議決權を保有している場合には、当該他の法人も、当該支配株主等の被支配法人とみなして第一項の規定を適用する。

<p>第八百一十七条 取締役、委員、執行役若しくは代表執行役の職務を行ふべき者、検査役又は第八百二十五条第一項（第八百二十七条第二項において準用する場合を含む。）の管理人</p> <p>第八百一十八条 行役の職務を行うべき者、清算人、代理算人、同号に規定する一時清算人若しくは代表清算人、清算持分会社を代表する清査役、第五百一条第一項（第八百二十六条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第六百六十二条第一項の鑑定人、第五百八条第二項（第八百二十二条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第六百七十二条第三項の帳簿資料の保存をする者、社債管理者の特別代理人又は第七百四十四条第三項の事務を承継する社債管理者選任又は選定</p>
<p>（株式会社商品取引所の総株主の議決権の保有権割合以上百分の五十以下の数の対象議決権を取得し、又は保有することができる者）</p>
<p>第十一條 法第九十六条の十九第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p>
<p>一 地方公共団体</p>
<p>二 外国商品市場を開設する者（次号において「外国商品市場開設者」という。）であつて、次に掲げる要件の全てを満たす者</p>
<p>イ その本店又は主たる事務所の所在する国において法第九条若しくは第七十八条の許可と同種類の許可又はこれに類する認可その他他の行政処分を受けていること。</p>
<p>ロ その本店又は主たる事務所の所在する国における法（法に基づく命令を含む。以下このロにおいて同じ。）に相当する外国の法令を執行する当局が、法の執行のために行う行政上の調査に関する協力を我が国が要請する場合には当該要請に応ずる旨の保証をしていること。</p>
<p>ハ その者が法第九十六条の十九第一項又は第九十六条の三十一第一項の認可を受けたその総株主の議決権の保有基準割合（法第八十六条第一項本文又は第九十六条の二十八第一項本文に規定する保有基準割合をいいう。第四号ハにおいて同じ。）以上百分の五十以下の数の対象議決権を取得し、又は</p>

三　外国商品市場開設者を子会社とする者（前号に掲げる者を除く。以下この号において「外国商品市場開設者持株会社」という。）であつて、次に掲げる要件の全てを満たす者イ　その本店又は主たる事務所の所在する国における法（法に基づく命令を含む。口において同じ。）に相当する外国の法令を執行する当局が、当該者が外国商品市場開設者持株会社であることについて法第九十六条の二十五第一項の認可と同種類の認可又はこれに類する許可その他の行為をしていること。

ロ　その本店又は主たる事務所の所在する国における法に相当する外国の法令を執行する当局が、法の執行のために行う行政上の調査に関する協力を我が国が要請する場合には当該要請に応ずる旨の保証をしていること。

ハ　その者が法第九十六条の十九第一項の認可を受けてその総株主の議決権の保有基準割合（法第八十六条第一項本文に規定する保有基準割合をいう。第五号ハにおいて同じ。）以上百分の五十以下の数の対象議決権を取得し、又は保有しようとする株式会社商品取引所が、商品取引所等の子会社であること。

四　外国金融商品取引市場開設者（金融商品取引法第六十条の二第一項第七号に規定する外国金融商品取引市場開設者をいう。次号において同じ。）であつて、次に掲げる要件の全てを満たす者イ　その本店又は主たる事務所の所在する国において金融商品取引法第八十条第一項の免許と同種類の免許又はこれに類する許可その他の行政处分を受けていること。

ロ　その本店又は主たる事務所の所在する国における金融商品取引法（同法に基づく命令を含む。）に相当する外国の法令を執行する当局が、法（法に基づく命令を含む。次号ロにおいて同じ。）の執行のために行なう行政上の調査に関する協力を我が国が要請すること。









三 当該商品先物取引仲介業者が支配関係(他の法人の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権(社債、株式等の振替に関する法律第二百四十七条第一項又は第二百四十八条第一項(これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条(第二号に係る部分に限る。)において準用する場合を含む。)の規定により発行者に対抗することができない株式又は持分に係る議決権を含む。)を保有している関係その他その他の法人の事業活動を実質的に支配することが可能なものとして主務省令で定める関係をいう。次号並びに第四十条第二号及び第三号において同じ。)を有する法人

四 当該商品先物取引仲介業者(法人である者に限る。次号において同じ。)に対して支配関係を有する法人

五 当該商品先物取引仲介業者の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する個人(第二号に掲げる者を除く。)

六 前各号に掲げる者に準ずる者として主務省令で定める者

(商品先物取引仲介業者について準用する法の規定の読み替え)

第三十八条 法第二百四十条の十七の規定により商品先物取引仲介業者について法第二百五十五条の規定を準用する場合においては、同条中「商品取引契約」とあるのは、「商品先物取引仲介行為に係る商品取引契約」と、「商品先物取引業を」と読み替えるものとする。

(勧誘方針の策定を要しない者等)

2 第三十九条 法第二百四十条の十九の規定により準用する金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一条第一項ただし書に規定する政令で定める者は、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて国又は地方公共団体の全額出資に係る法人とする。

法第二百四十条の十九の規定により準用する金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一条第一項ただし書に規定する政令で定める者は、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて国又は地方公共団体の全額出資に係る法人とする。

法第二百四十条の十九の規定により準用する金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一条第一項に規定する政令で定める場合は、商品先物取引仲介業者の本店等において勧誘方針を見やすいよう掲示する方法又は勧誘方針を閲覧に供する方法及び次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める方法とする。

一 商品先物取引仲介業者が、その支店等において商品先物取引仲介行為を行う場合

二 商品先物取引仲介業者が、自動送信により商品先物取引仲介行為を行う支店等ごとに、勧誘方針を見やすいように掲示する方法又は勧誘方針を閲覧に供する方法

三 法第三百六条第一項の金額の支払期間、支払場所及び支払方法

四 一般委託者が法第三百六条第一項の請求の際に委託者保護基金に対し提出又は提示をするべき書類その他のもの

五 その他委託者保護基金が必要と認める事項(届出期間の変更事由)

第六十条 法第二百四十条の十九の規定により商品先物取引仲介業者が行う商品先物取引仲介行為について金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一条第一項の規定を準用する場合においては、同項ただし書中「場合又は特定顧客のみを顧客とする金融商品販売業者等である場合」とあるのは、「場合」と読み替えるものとする。

(一般委託者から除かれる者)

第四十一条 法第二百六十九条第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 商品先物取引業者

二 金融商品取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家

三 商品投資顧問業者

四 国

五 日本銀行

六 委託者保護基金

七 外国政府その他の外国の法令上前各号に掲げる者に相当する者

八 前各号に掲げる者のほか、主務大臣が指定する者

(委託者保護基金への通知)

第九十二条 法第三百三条第一項第六号の政令で定めるときは、次に掲げるときとする。

一 商品取引所又は商品取引清算機関に対する次に掲げる債務を履行しなかつたとき。

二 手形交換所による取引停止処分を受けたとき。

イ 金銭債務

ロ 決済のための商品の受渡し

(委託者保護基金による支払に係る公告事項)

第四十三条 法第三百五条第一項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第三百四条の認定を受けた商品先物取引業者の商号又は名称

二 法第三百六条第一項の請求の方法

三 法第三百六条第一項の金額の支払期間、支払場所及び支払方法

四 他人(仮設人を含む。以下この号において同じ。)の名義をもつて委託者資産を有している一般委託者(当該他人の名義をもつて有する委託者資産に係る補償対象債権についての支払を行なう場合に限る。)のほか、主務大臣が指定する者

五 前各号に掲げる者(ほか、主務大臣が指定する者)

第六十一条 法第三百六条第一項並びに第三百七条第一項及び第三項の規定により委託者保護基金が支払をすべき金額が、当該支払に係る補償対象債権の金額と同額であるときは、委託者保護基金は、当該補償対象債権の全部を取得するものとする。

二 前項の支払をすべき金額が、当該支払に係る補償対象債権の金額に満たないときは、委託者保護基金は、当該補償対象債権のうち、委託者保護基金が指定期間の内に支払を受けるものとする。

三 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)第一百九十九条第一項の規定による更生計画認可の決定

四 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五条)第一百七十四条第一項の規定による再生計画認可の決定

第五十二条 一般委託者が認定商品先物取引業者に対する有する債権(当該一般委託者の委託者資産に係るものに限る。)であつて委託者保護基金が法第三百六条第一項の政令で定めるところにより当該認定商品先物取引業者による円滑な弁済が困難であると認めるものは、当該認定商品先物取引業者の財産の状況及び法第二百十一条第一号の規定による保全義務の履行の状況に照らして完全な弁済ができないと認められる債権又は弁済に著しく日数を要すると認められる債権とする。

(委託者保護基金による支払の対象から除かれる者)

第六十三条 法第三百三十二条第一号の政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 商品又は商品指数(法第三百三十二条第一号に規定する商品又は商品指数をいう。)の対象となる物品又は電力の売買等を業として行つている者ののみが当該商品又は商品指数の対象となる物品又は電力に係る先物取引に類似する取引をする施設であること。

二 先物取引に類似する取引をする者が委託を受けないで当該先物取引に類似する取引をする施設であること。

(第一種特定商品市場類似施設の開設の許可)

第五十四条 法第三百三十二条第一項の政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 商品又は商品指数(法第三百三十二条第一項に規定する商品又は商品指数をいう。)の対象となる物品又は電力の売買等を業として行つている者及び次条に規定する者のみが同項第一号に規定する商品又は商品指数をいう。)の対象となる物品又は電力に係る先物取引に類似する取引をする施設であること。

二 認定商品先物取引業者の役員(外国の法令に準拠して設立された法人又は外国に住所を有する者にあつては、国内における営業所又は事務所の業務を統括する者を含む。)

三 認定商品先物取引業者に対する支配関係を有する法人

四 他人(仮設人を含む。以下この号において同じ。)の名義をもつて委託者資産を有している一般委託者(当該他人の名義をもつて有する委託者資産に係る補償対象債権についての支払を行なう場合に限る。)のほか、主務大臣が指定する者

五 前各号に掲げる者(ほか、主務大臣が指定する者)

第六十四条 法第三百六条第二項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 認定商品先物取引業者の役員(外国の法令に準拠して設立された法人又は外国に住所を有する者にあつては、国内における営業所又は事務所の業務を統括する者を含む。)

二 認定商品先物取引業者に対する支配関係を有する法人

三 認定商品先物取引業者に対する支配関係を有する法人

四 他人(仮設人を含む。以下この号において同じ。)の名義をもつて委託者資産を有している一般委託者(当該他人の名義をもつて有する委託者資産に係る補償対象債権についての支払を行なう場合に限る。)のほか、主務大臣が指定する者

五 前各号に掲げる者(ほか、主務大臣が指定する者)

第六十五条 法第三百三十二条第一項の政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 商品又は商品指数(法第三百三十二条第一項に規定する商品又は商品指数をいう。)の対象となる物品又は電力の売買等を業として行つている者及び次条に規定する者のみが同項第一号に規定する商品又は商品指数をいう。)の対象となる物品又は電力に係る先物取引に類似する取引をする施設であること。

二 認定商品先物取引業者の役員(外国の法令に準拠して設立された法人又は外国に住所を有する者にあつては、国内における営業所又は事務所の業務を統括する者を含む。)

三 認定商品先物取引業者に対する支配関係を有する法人









			ればならない事項についてその手続がされていないものとみなして、当該法律の規定を適用する。
		(罰則に関する経過措置)	この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
	第三条	附 則 (平成二十八年二月一七日政令第四三号) 抄	(施行期日) この政令は、改正法施行日（平成二十八年四月一日）から施行する。
1	附 則 (平成二十八年三月三一日政令第一〇三号) 抄	(施行期日)	この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。
1	附 則 (平成二十九年一二月二七日政令第一三三六号) 抄	(施行期日)	この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。
1	附 則 (令和元年一二月一三日政令第一八三号) 抄	(施行期日)	この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。
1	附 則 (令和三年六月二日政令第一六二号) 抄	(施行期日)	この政令は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和三年十一月一日）から施行する。
1	附 則 (令和三年七月二日政令第一九五号) 抄	(施行期日)	この政令は、令和三年九月一日から施行する。
1	附 則 (令和五年三月二三日政令第六八号) 抄	(施行期日)	この政令は、令和五年四月一日から施行す
		1 (施行期日) この政令は、令和六年一月三一日政令第二二二号) 抄	この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年二月一日）から施行する。